

守山市水道ビジョン策定業務特記仕様書

1 特記仕様書の適用範囲

本仕様書は、「守山市水道ビジョン策定業務標準仕様書」第1章1.2に定める特記仕様書とし、この仕様書に記載されていない事項は、前記標準仕様書によるものとする。

2 業務の必要性

平成25年3月に厚生労働省において策定・公表された「新水道ビジョン」では、水道を取り巻く環境の大きな変化に対応するため、50年、100年後の将来を見据え、水道の理想像を明示するとともに、取り組みの目指すべき方向性やその実現方策、関係者の役割分担が提示されており、水道事業者には、「新水道ビジョン」を踏まえた見直しや、同ビジョンに基づいた各種施策のより一層の推進が求められている。

本市においても、「新水道ビジョン」が示す水道の理想像「安全」「強靱」「持続」の達成に向け、次期「水道ビジョン」の中で、地域の特徴を活かした施策と対応方針を示す必要がある。

3 業務概要

- | | |
|----------|---|
| (1) 名称 | 守山市水道ビジョン策定業務 |
| (2) 業務範囲 | 守山市内全域 |
| (3) 事業概要 | 守山市水道事業（第5次拡張事業）
平成27年度認可（目標年度 平成35年度）
計画給水人口 85,400人
計画給水量 31,000 m ³ /日 |
| (4) 計画期間 | 令和4年度から令和13年度まで（10年間） |

4 業務内容

4.1 水道事業の現状分析・評価と課題の整理

現地調査、ヒアリング等により守山市水道事業の現状を把握し、水道事業ガイドラインに示される各種業務指標（P I）等を活用する中現状を評価し、「安全」「強靱」「持続」の3つの観点での課題抽出と整理を行い、今後の実施施策について、検討・策定を行う。

4.2 将来の事業環境の予測

水道事業における現状の評価と課題から、以下の事業環境を整理・分析した上

で、将来の事業環境の予測を行う。

- ・外部環境（人口減少・施設の効率性低下・水源の汚染・利水の安全性の低下）
- ・内部環境（施設の老朽化・資金の確保・職員数の減少）

(1) 水需要予測

将来見通しを得るため、15～20年程度先までの給水人口、有収水量、一日平均給水量、一日最大給水量などの水道事業の基礎数値を推計する。

(2) アセットマネジメントの実施

守山市内水道施設のアセットマネジメントを実施し、将来の更新需要の把握と財政収支の見通しについて整理する。

なお、更新需要の算定は、厚生労働省が示す「アセットマネジメント簡易支援ツール Ver. 2.1」を活用し、タイプ3C以上で実施するものとする。

(3) 年次事業計画

アセットマネジメントをもとに調査、設計及び法手続きなど、年次工程、各施設の建設年次工程等、改善施設のスケジュールを整理する。

(4) 資金計画

年次事業計画をもとに、事業費用に関する企業債、国庫補助、内部留保資金等の資金内訳を明らかにする。

(5) 経常収支の試算

守山市水道事業の財政運営に及ぼす影響を把握し、資本的収支及び収益的収支計画を立案・策定する。

なお、試算にあたっては複数パターンのシナリオをもとに実施するものとする。

(6) 収支ギャップの分析

将来推計結果をもとに経常収支の資産を実施し、収支ギャップの分析を行う。なお、収支ギャップの分析にあたっては、現行の料金水準（給水原価と供給単価のベース）により実施するものとする。

(7) 収支ギャップ解消に向けた財政収支計画

収支ギャップ解消の取り組みとして、投資と財源の再検討を行い、資本的収支及び収益的収支計画を見直し、今後10か年の財政収支計画を策定する。

4. 3 地域の水道の理想像と目標設定

(1) 理想像

新水道ビジョンに求められる「持続」・「安全」・「強靱」の観点に留意し、守山市総合計画等上位計画、及び滋賀県水道ビジョン等との整合を図る中、50年、100年先を見据えた守山市の水道の基本理念及び理想像を設定する。

(2) 目標設定

設定した理想像を具現化するため、「持続」・「安全」・「強靱」のそれぞれの観点から、守山市の実情を踏まえた施策に関する目標を設定する。

4. 4 実現方策の検討

設定した目標達成の実現に向けて、具体的な取り組み方法を検討・整理する。

4. 5 水道ビジョンのフォローアップ

水道ビジョンに掲げる実施方策等を着実に推進する体制の構築、及びP D C Aサイクルの実施方法を検討する。

4. 6 水道ビジョンのとりまとめ

一連の検討結果を「守山市水道ビジョン」としてとりまとめる。

4. 7 守山市への情報提供および助言等

守山市が実施する「経営戦略」策定、各種会議およびパブリックコメント等に必要データ等の提供や助言等を適宜行うものとする。

4. 8 提出成果品

本業務の成果品のとりまとめに際しては、あらかじめ監督員の指示を受けるものとする。また、成果品は次により提出する。

なお、電子データについては、エクセルやワードのオリジナル様式とP D F様式を提出すること。

- (1) 守山市水道ビジョン（公表用） A 4 版 3 部 電子データ 1 式
- (2) 守山市水道ビジョン概要版 A 4 版 3 部 電子データ 1 式
- (3) 各種算定資料 電子データ 1 式
- (4) 打合せ議事録 1 式
- (5) その他 担当者の指示による 1 式

5 その他特記事項

本業務は、債務負担行為に基づき、令和2年度と令和3年度の2会計年度にわたる業務であり、令和2年度中に完了した部分について部分検査を行い、検査に合格をしたものについて部分払を認める。なお、部分払の支払額は業務代金の2分の1以内の額を請求することができる。